

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

道路の供用開始  
道路の区域変更  
（道路維持課） 六三  
（同） 六四

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
基本測量の終了  
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証  
大垣都市計画の図書の縦覧  
揖斐広域連合の規約の変更許可  
（環境生活政策課） 六五  
（同） 六六  
（用地課） 六六  
（都市政策課） 六六  
（同） 六七  
（西濃振興局揖斐事務所） 六八

## 告 示

岐阜県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域又は 決定の日は 変更の告知 年月日 か）
県道	多北 度方線	安八郡安八町大森字筏場犀川 右岸堤防敷地先（六二番）か ら 同郡同町同字松原犀川 右岸堤防敷地先（二三〇番） まで	一八・三	平成 二〇・一・三	平成 一九・七・三

岐阜県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

第 千 九 百 十 四 号

平成二十年一月二十二日

（火曜日）

なお、その関係図面は、平成二十年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
南濃 関ヶ原線	養老郡養老町沢田字井下官公 有無番地先(五九九番三)か ら	大垣市上石津町牧田字二又三 四五七番一 地先まで		二六・〇	平成 二〇・一・三	平成 一九・九・二

岐阜県告示第四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
神原 揖斐川線	揖斐郡揖斐川町谷汲有鳥 字北ノ出二〇番二地先か ら	同郡同 四八番地先まで		前	六〇・ 九・六	一六〇・〇	

岐阜県告示第四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
関坂 祝線	関市大杉字粟倉東三二九番一 地先から	同市同 字戸石五七三番一 地先まで		一六五・〇	平成 二〇・一・三	平成 一九・三・二五

岐阜県告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

一般 国道 号 百五十六	大野郡白川村大字平瀬字 高タイ五二六番一―二地 先から	前 一八・五 二九・五	後 一三・五 七・三	一四・〇 一四・〇
-----------------------	-----------------------------------	-------------------	------------------	--------------

岐阜県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道 号 三百六十	飛騨市宮川町岸奥字水谷平一 七五番二地先から	延長 （メートル） 三九・一	供用開始 の 期 日 平成 二〇・一・三	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか） 平成 一九・四・三
-----------------------	---------------------------	----------------------	-------------------------------------	---

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人障害児者の支援を進める会
- 三 代 表 者 の 氏 名 石井 和典
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市関ノ上二丁目二番二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者とその家族と健全者が自治会・学校・幼稚園・保育園・商店・企業・一般市民等の協力による牛乳パック回収事業と障害者が能力を開拓し健全者と共に働ける場所として、あったかワゴンコインおむすびの名称で、おむすび事業などを展開していくことを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふるさと金山
- 三 代 表 者 の 氏 名 大前 敏博
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市金山町大船渡六〇〇番地八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、ふるさと「金山」の歴史・風土・自然・生活・文化等を再認識し、地域の人材や資源、ネットワークを活用することにより、子育て支援、健康づくり支援、高齢者福祉の充実、官民パートナーシップの推進及

び市民の手による住みよいまちづくりに関する事業等を行い、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十年一月四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エンジェルハウス

三 代表者の氏名 荒井 梓子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市松が丘七丁目一〇一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、心身障害者とその家族が社会の一員として、幸せに生きて行くための自立に向けて行う事業を支援し、地域住民と障害者がともに暮らせるよう推進することを目的とする。

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量作業）

三 作業期間

平成十九年五月二十一日から

同 年十二月十五日まで

四 作業地域

高山市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、飛驒市、郡上市、下呂市及び可児郡御嵩町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称 高山市

二 調査を行った地域 岐阜県高山市朝日町小瀬の一部（小瀬地区）

三 調査を行った期間 平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称 岐阜県高山市（朝日町小瀬の一部）の地籍図 岐阜県高山市（朝日町小瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日 平成二十年一月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字田瀬の一部(大萱)

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(大字田瀬の一部)の地籍図

岐阜県中津川市(大字田瀬の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年一月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字田瀬の一部(日陰)

三 調査を行った期間

平成十六年度及び平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市(大字田瀬の一部)の地籍図

岐阜県中津川市(大字田瀬の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年一月二十二日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞浪市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞浪市上平町、一色町の一部(上平)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市(上平町、一色町の一部)の地籍図

岐阜県瑞浪市(上平町、一色町の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十年一月二十二日

大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画用途地域  
二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

揖斐広域連合の規約の変更許可

揖斐広域連合長から申請のあった揖斐広域連合の規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第二項の規定により平成二十年一月二十二日付けで許可したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十年一月二十二日印刷  
平成二十年一月二十二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）